

## 四日市市小規模貯水槽水道管理指導要領

### 1 目的

この要領は、四日市市内に設置されている貯水槽水道(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。)のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。)を除いたもの(以下「小規模貯水槽水道」という。)の衛生管理について必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の供給を確保することを目的とする。

### 2 定義

- (1) 「設置者」とは、小規模貯水槽水道を所有する者又は小規模貯水槽水道の維持管理に関する権限を有する者をいう。
- (2) 「利用者」とは、小規模貯水槽水道から給水を受ける者をいう。
- (3) 「管理者」とは、四日市市上下水道事業管理者をいう。

### 3 基本的な考え方

- (1) 小規模貯水槽水道の管理は、設置者が適正に実施するものであるが、水の供給者である管理者においても、清浄な水を確保するため、積極的に関与するものである。
- (2) 管理者は、小規模貯水槽水道の管理方法等について法第14条第2項第5号及び四日市市水道事業給水条例第18条の7の規定に基づき、必要な指導、助言、及び勧告等を行うとともに、四日市市環境部と連携しながら、貯水槽水道の管理における一層の充実を図るものである。

### 4 届出

- (1) 設置者は、小規模貯水槽水道の設置に伴う給水条例第10条に規定する給水装置工事申込書を提出するときは、「小規模貯水槽水道設置届(第1号様式)」を管理者へ提出すること。
- (2) 設置者は、前号の規定による届出事項に変更を生じたときは、速やかに「小規模貯水槽水道届出事項変更届(第2号様式)」を管理者へ提出すること。
- (3) 設置者は、小規模貯水槽水道の直結化等により小規模貯水槽水道を廃止した場合、又は小規模貯水槽水道を長期にわたり使用を中止する場合は、速やかに「小規模貯水槽水道廃止(休止)届(第3号様式)」を管理者へ提出すること。

### 5 設置者の責務

設置者は、次項に定める管理基準を遵守し、自ら適正な管理に努めなければならない。

### 6 管理基準

- (1) 保守点検

貯水槽に有害物、汚水等が混入しないように水道施設の保守点検を「小規模貯水槽水道保守点検表」(別表)により定期的実施し、欠陥を発見したときは速やかに改善の措置を講ずること。

また、地震、凍結、大雨等水質に影響を与える恐れのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。

## (2) 水質管理

小規模貯水槽水道においては、1日に1回、給水栓における水の色、濁り、臭い、味の状態を確認して、水道水に異常があったときは、「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。)に掲げる項目のうち必要なものについて水質検査を行い、その安全性を確認すること。

また、1年以内ごとに1回、定期的に給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

## (3) 水槽の掃除

水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

なお、水槽の掃除については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2の規定により建築物飲料水貯水槽清掃業の知事の登録を受けた業者に委託するよう努めること。

また、水槽の掃除を行う場合は、次の事項に留意すること。

- ①水槽の掃除を行うに当たっては、給排水設備の状況等を十分把握したうえで作業計画をたてること。
- ②水槽が消防用設備等と共用されている場合には、あらかじめ関係消防機関に連絡すること。
- ③作業者は、常に健康状態に留意するとともに、事前に異常のないことを確認すること。  
なお、作業当日下午痢症の者は作業に従事してはならないこと。
- ④作業服及び使用器具は水槽の掃除専用のものとする。また、作業に当たっては、作業服及び使用器具等の消毒を行うこと。
- ⑤作業中は、水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。
- ⑥水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質等の除去、水槽周辺の清掃、水槽への異物侵入防止措置の点検等を行うこと。
- ⑦受水槽の掃除を行った後、圧力水槽、高置水槽等の掃除を行うこと。
- ⑧洗浄汚水の排水は完全に行うこと。
- ⑨水槽の掃除の終了後、塩素剤を用いて水槽内の消毒を行うこと。  
なお、消毒は2回以上行うとともに、消毒廃水の排除は完全に行うこと。  
また、消毒完了後は水槽内に立ち入らないこと。
- ⑩水槽内の水張り終了後、末端給水栓及び水槽内の水質検査並びに遊離残留塩素の測定を行うこと。

なお、水質検査は水の色、濁り、臭い、味について異常のないことを確認すること。

また、遊離残留塩素濃度が、0.2 mg/L以上であることを確認すること。おって、(2)水質管理の1年以内ごとに1回行う水質検査を、水槽の清掃終了後に実施することが望ましい。

(4) 記録の保存

- ①水道施設の配置及び給水系統を明らかにした図面並びに水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面を整理し、永久保存すること。
- ②水道施設の保守点検、水槽の掃除、遊離残留塩素濃度の測定及び水質検査の結果を記録し、これらの書類を3年間保存すること。

(5) 汚染時の措置

- ①設置者は、その給水する水道水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止して、利用者に状況の説明をするとともに、四日市市上下水道局に連絡し、指示に従うこと。
- ②設置者は、汚染原因の調査及び除去に必要な措置を講じ、清掃及び消毒を実施するとともに利用者に対して飲み水の確保をすること。
- ③設置者は、給水の再開に当たって水質検査を行い、安全を確認すること。

(6) その他の維持管理

- ①小規模貯水槽水道を初めて使用するときは、省令の表に掲げる事項のうち一般細菌、大腸菌、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、有機物質(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度並びに塩化物イオン並びに周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認するよう努めること。
- ②水槽等において、飲料水を長時間滞留したときは、一定時間放水し、末端給水栓で遊離残留塩素濃度が0.1mg/L以上であることを確認すること。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 小規模貯水槽保守点検表

点検を実施した項目の判定欄に「○:良好 △:一部不良 ×:不良 /:該当なし」を印する。

	番号	点検事項	点検内容 等	判定
施設の外観点検 (低置・高置)	1	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	
			清潔であり、ゴミ、汚物等が置かれていないこと。	
			水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
	2	受水槽本体の状態	内部点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	
			亀裂、漏水箇所がないこと。	
			雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部は、固定され防水密封されていること。	
	3	受水槽上部の状態	水槽上部は水溜まりができない状態であり、ほこりその他の衛生上有害なものが蓄積していないこと。	
			水槽の蓋の上部に他の設備機器などが置かれていないこと。 水槽の上床盤の直接上部には、水を汚染するおそれがある設備、機器等が置かれていないこと。	
4	受水槽内部の状態	汚泥、赤錆等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在せず、掃除が定期的に行われていることが明らかであること。		
		外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。		
		当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。		
		受水口と揚水口が接近していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。		
5	マンホールの状態	蓋が防水密封型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う以外の者が容易に開閉できないものであること。		
		マンホール面は槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。		
6	オーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		
		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。		
		管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。		
7	通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		
		管端部の防虫網が確認でき正常であること。また、網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。		
		通気管として十分な有効断面を有すること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。		
8	水抜き管の状態	管端部と排水管の流入口などとは直接連結されておらず、その間隔は水抜き管の直径の2倍以上であることが望ましいこと。		
その他	9	給水管などの状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	
			水を汚染する恐れのある設備の中を貫通していないこと。	
水質	10	臭気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	
	11	味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	
	12	色	給水栓における水に異常な色が認められないこと。	
	13	濁り	給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。	
	14	残留塩素	不検出の場合には、その原因の究明に努めること。	
書類	15	書類の整備保存の状況	小規模貯水槽水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図、水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の整理保存がされていること。	
所見				

## 小規模貯水槽水道設置届

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

設置者 住所

氏名  
又は名称  
及び代表者

印

(TEL)

(FAX)

小規模貯水槽水道を設置しましたので、次のとおり届け出ます。

建 物	フリガナ名称						
	所在地	〒					
建物の概要	階 数	地上 階・地下 階	設置年月日	年 月 日			
	用 途	集合住宅（ファミリー 戸・ワンルーム 戸）、寮、社宅、事務所、店舗、学校、病院、ホテル、工場、その他（ ）					
建物の管理 携 帯	自主管理	〒 住所  (管理担当者)  TEL					
	委託管理	〒 住所  (管理者) 名称 及び代表者  TEL					
給水設備の概要		有無	設置場所	形式	有効容量	設置数	材質
	受水槽	有・無	屋内・屋外	地下・地上	m <sup>2</sup>	基	SUS・FRP・鋼製・RCその他（ ）
	高置水槽	有・無	屋内・屋外	地下・地上	m <sup>2</sup>	基	SUS・FRP・鋼製・RCその他（ ）
	直結水栓の有無		有 ・ 無				
	配管の材質		ビニルライニング鋼管・鋼管・ステンレス鋼管・ビニル管・その他（ ）				
施 工 業 者							

(添付図面)

位置図・平面図及び配管図

## 小規模貯水槽水道届出事項変更届

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

設置者 住所

氏名  
又は名称  
及び代表者

印

(TEL)

(FAX)

下記のとおり小規模貯水槽水道の届出事項に変更を生じましたので、届け出ます。

### 記

1 フリガナ  
建物の名称

2 建物の所在地 四日市市

3 変更事項

変更前

変更後

4 変更年月日 令和 年 月 日

5 変更理由

小規模貯水槽水道  
廃止  
休止  
届

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

設置者 住所

氏名  
又は名称  
及び代表者

印

(TEL)

(FAX)

下記のとおり、小規模貯水槽水道を

廃止  
休止

しましたので、届け出ます。

記

1 廃止 フリガナ  
施設の建物名称  
休止

2 建物の所在地 四日市市

3 廃止  
年月日 令和 年 月 日  
休止

4 廃止  
理由  
休止